

財 産 目 録

平成29年03月31日 現在

社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会 1: 法人会計

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
38317 普通 (肥後①)	肥後銀行南小国出張所	—	運転資金として	—	—	30,661,235
28124 普通 (肥後②)	肥後銀行南小国出張所	—	運転資金として	—	—	5,246,904
13916061 普通 (郵便①)	南小国町郵便局	—	利用料引落口座	—	—	722,721
38359 普通 (肥共募)	肥後銀行南小国出張所	—	共同募金配分金運用口座	—	—	1,512,557
小計						38,143,417
事業未収金		—	平成29年2月・3月分介護報酬 利用料他	—	—	15,001,617
立替金		—	成年後見申立費用	—	—	16,178
前払費用	平成29年度分外出支援サビ 保険料	—		—	—	9,600
流動資産合計						53,170,812
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金 (JA)01925522	JA阿蘇小国郷中央支所	—	基本財産として	—	—	1,000,000
基本財産合計						1,000,000
(2) その他の固定資産						
建物 多目的トイレ	(法人運営事業拠点区分) 熊本県阿蘇郡南小国町赤馬 場3388-1	2014年度	第2種社会福祉事業である、 南小国町社会福祉協議会等に 使用している	25,092,600	2,745,437	22,347,163
車輛運搬具 器具及び備品	トヨタハイエース他12台 スチール物置他	—	福祉車両等	17,047,579	16,712,252	335,327
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会	—	職員退職金の支払いに備えて いる	—	6,344,860	7,831,020
退職給付引当資産	熊本県社会福祉協議会	—	職員退職金の支払いに備えて いる	—	—	17,453,710
福祉 (郵便) 17180/7	南小国町郵便局	—	将来における福祉の目的のた めの基金	—	—	8,589,508
福祉 (JA) 05901809	JA阿蘇小国郷中央支所	—	将来における福祉の目的のた めの基金	—	—	6,560,000
小計						7,210,000
事業 (肥後) 1062416	肥後銀行南小国出張所	—	将来における事業安定の目的の ために積み立てている定期預金	—	—	12,900,000
事業 (郵便) 17180/10	南小国町郵便局	—	将来における事業安定の目的の ために積み立てている定期預金	—	—	201,000
小計						13,101,000
その他の固定資産合計						76,867,728
固定資産合計						77,867,728
資産合計						131,038,540
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分社会保険料他	—		—	—	3,138,719
職員預り金	3月分社会保険料	—		—	—	36,818
流動負債合計						3,175,537
2 固定負債						
退職給付引当金	熊本県社会福祉協議会	—		—	—	26,043,218
固定負債合計						26,043,218
負債合計						29,218,755
差引純資産						101,819,785

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。